

(証券コード2495)  
平成21年3月12日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷台町6-3大東ビル4階

## 株式会社イージーユーズ

代表取締役社長 西澤 岳志

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目4番13号  
東京八重洲ホール2階201会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 当社と株式会社モバイル・アフィリエイトとの吸収合併契約承認の件  
第2号議案 資本金減少の件  
第3号議案 資本準備金減少の件  
第4号議案 定款一部変更の件  
第5号議案 取締役3名選任の件  
第6号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
1. 株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ezuz.co.jp/ir/library.html>)に掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 当社と株式会社モバイル・アフィリエイトとの吸収合併契約承認の件

#### 1. 合併の目的

当社が属するインターネット広告業界におきましては、利用者数の拡大およびモバイル化の進展により、拡大基調は続いておりますが、サービスの多様化や顧客ニーズの変化と企業間の競争は一段と激しさを増しております。このような状況下で今後当社が更に発展していくためには、一層の営業体制と技術力の強化並びに経営の合理化を図る必要があります。当社と同じインターネット広告業界で高い営業力、技術力を持つ株式会社モバイル・アフィリエイトと合併による経営統合を行うことが最善の施策と判断し、今般吸収合併契約を締結するに至りました。

本合併により、当社の強みであるPCインターネットマーケティング分野とモバイル・アフィリエイトの強みであるモバイルインターネットマーケティング分野での営業力および技術力が組み合わせられることで、PCとモバイルの両分野における総合的なインターネットサービスの展開が可能となります。また間接部門の共有化、経営リソースの統合等により、組織の強化と販売管理費の削減を行うことができます。これらの本合併による効果を最大限に発揮させ、早期の収益性の向上を図っていく所存であります。

#### 2. 合併契約書の内容の概要

##### 吸収合併契約書（写）

株式会社イージーユーズ（以下、「甲」という。）と株式会社モバイル・アフィリエイト（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

##### 第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

##### 第2条（効力発生日）

効力発生日は平成21年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その

他の事由により、別途甲乙協議の上効力発生日を変更することができる。

### 第3条（合併に際して発行する株式および割当て）

甲は、本契約に基づく合併（以下、「本件合併」という。）に際して普通株式を発行することとし、その総数は、前条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（甲および乙を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に1を乗じた数とする。なお、計算の結果生じた1株未満の端数については、会社法第234条に基づき処理するものとする。

2 甲は、前項の乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割当交付する。

### 第4条（増加すべき資本金および資本準備金の額等）

本件合併により増加すべき甲の資本金および資本準備金の額等は、以下の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 資本金

会社計算規則に従い、甲が定める。

#### (2) 資本準備金その他の増加額

会社計算規則に従い、甲が定める。

### 第5条（乙発行の新株予約権）

甲は、本件合併に際して、乙発行の新株予約権に対しては一切の対価を交付しない。

2 乙が平成18年12月29日に発行した新株予約権に関し、乙の新株予約権者は、平成21年3月31日までに新株予約権を行使するものとし、同日までにこれを行わない場合には、当該新株予約権は消滅するものとする。

### 第6条（定款の変更）

甲の定款変更については、甲乙合意の上、甲の株主総会に提案するものとする。

### 第7条（合併承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認および本件合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

### 第8条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

#### 第9条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上これを行うものとする。

#### 第10条（役員）

本件合併に際して新たに甲の取締役および監査役に就任する者については、甲乙合意の上、甲の株主総会に提案するものとする。

#### 第11条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合もしくは重大な瑕疵が発見された場合、または事業状況、市場環境、その他本件合併の前提条件等に著しい変動が生じた場合には、別途甲乙協議の上本件合併に関する条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める甲および乙の適法な機関決定ならびに法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

#### 第13条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第14条（協議）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈上疑義を生じた事項については、別途甲乙協議の上解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成21年1月20日

甲：東京都新宿区市谷台町6-3大東ビル4F  
株式会社イージーユーズ  
代表取締役社長 西澤 岳志 印

乙：東京都渋谷区渋谷3-6-2 エクラート渋谷ビル9 F  
株式会社モバイル・アフィリエイト  
代表取締役社長 大林 浩 印

以上

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第191条各号(第6号及び第7号を除く。)に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)

①モバイル・アフィリエイトの株主に対して当社が交付する株式の数の算定方法

当社は、本合併により、モバイル・アフィリエイトの普通株式1株に対し、当社の株式1株の割合(以下、合併比率という。)をもって、当社普通株式を割当交付いたします。

当社及びモバイル・アフィリエイトは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、税理士法人UAP(以下「UAP」という)を、第三者算定機関として任命して合併比率の算定を依頼し、「合併比率算定書」を受領しております。UAPは、本合併における算定手法を検討した結果、当社については当社が上場会社であり、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行い、モバイル・アフィリエイトについては上場会社との合併を行う観点から、類似した他の上場会社との比較による類似会社比準法による算定を実施しております。

両社は、合併比率算定書における算定結果を参考として、協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

②モバイル・アフィリエイトの株主に対して当社が交付する株式の割当てに関する事項

当社は本合併に際して発行する普通株式を、合併効力発生前日におけるモバイル・アフィリエイトの最終株主名簿に記載された株主のうち、当社およびモバイル・アフィリエイトを除く者に対し、上記合併比率に従って割当て交付いたします。

③合併により増加する当社の資本金および準備金の額に関する事項

- (i) 資本金 0円
- (ii) 資本準備金 0円
- (iii) その他資本剰余金 会社計算規則第58条第1項第3号ロに掲げる額
- (iv) 利益準備金 0円
- (v) その他利益剰余金 0円

④モバイル・アフィリエイトの株主に対して合併対価として当社普通株式を選択した理由

上記算定根拠により、当社の普通株式1株とモバイル・アフィリエイトの普通株式1株は、ほぼ同価値であること、また、存続会社である当社の株式は札幌証券取引所に上場しており流動性が高いこと等諸般の事情を考慮した結果、合併対価として相当であると判断し、当社の普通株式を選択いたしました。

当社は、上記①ないし④のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

(2) 会社法第749条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

該当事項はございません。

(3) モバイル・アフィリエイトの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙（15頁から27頁）に記載のとおりでございます。

(4) モバイル・アフィリエイトの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする  
臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(5) モバイル・アフィリエイトの最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重  
大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象およびそ  
の内容

該当事項はございません。

(6) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その  
他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象およびその内容

該当事項はございません。

## 第2号議案 資本金減少の件

### 1. 資本金減少の理由

当社は第8期決算にて当期純損失352百万円を計上し、当期の計算書類においても欠損が発生することが予想されております。今後この欠損を填補し財務体質の強化を図るとともに、分配可能額を確保し、機動的な資本政策に備えるため、資本金の取崩しを行いその他資本剰余金に振り替えるものであります。

本件は、発行済株式数の変更は行いませんので、株式数および単位についての変更はありません。また、「純資産の部」の勘定内での振り替えとするもので、純資産の変更はありません。

### 2. 資本金減少の要領

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額541,390,000円を191,390,000円減少して、350,000,000円とし、減少額は、「その他資本剰余金」に計上するものであります。

#### (2) 資本の減少の方法

発行済株式数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

### 3. 資本金減少の日程（予定）

(1) 債権者異議申述最終期日 平成21年3月27日

(2) 効力発生日 平成21年3月31日

## 第3号議案 資本準備金減少の件

### 1. 資本準備金減少の理由

前記、第2号議案「資本金減少の件」の「1. 資本金減少の理由」と同様の理由となります。

### 2. 資本準備金減少の内容

#### 減少する資本準備金の額

資本準備金の額313,900,000円の全額を減少して、0円とし、減少額は「その他資本剰余金」に計上するものであります。

### 3. 資本準備金減少の日程（予定）

(1) 債権者異議申述最終期日 平成21年3月27日

(2) 効力発生日 平成21年3月31日

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 第1号議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、社名及び事業目的及び本店所在地の変更と発行可能株式総数の増加のため、当社定款を変更するものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます）から、これに対応するために、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 独立性の高い社外の優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めるものであります（変更案第27条第2項及び第38条第2項）。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本件定款変更の効力については、第1号議案が原案どおり承認されることを条件として、合併の効力発生日（平成21年4月1日予定）に発生することとなります。ただし、第3条（本店の所在地）については、本店移転予定日との関係上、平成21年6月1日を効力発生日といたします。



(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社イージーユーズと称し、英語では “ <u>eZuz Japan K. K.</u> ” と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1. インターネット上の<u>ショッピングモールの運営業務</u></p> <p>2. インターネットを利用した<u>情報提供サービス業務</u></p> <p>3. 広告業務</p> <p>4. ～13. (条文省略)</p> <p>14. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買業務</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 有料職業紹介事業</p> <p>17. ～20. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,424</u>株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社SEメディアパートナーズと称し、英語では “ <u>SE Media Partners Co., Ltd.</u> ” と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。</p> <p>1. <u>成果報酬型広告ネットワークシステムの企画、開発、運用および販売</u></p> <p>2. <u>インターネット上の物販およびデジタルコンテンツの提供、仲介業務</u></p> <p>3. <u>インターネットを利用した情報提供および仲介業務</u></p> <p>4. 広告業務および広告代理業務</p> <p>5. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買等のコンサルティング業務 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>16. ～19. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,000</u>株とする。 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第11条（条文省略）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>第13条～第20条（条文省略） （代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名、代表取締役社長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>（取締役の会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第27条（条文省略） （取締役の責任免除）</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第29条～第32条（条文省略） （常勤の監査役）</p> <p>第33条 常勤監査役は監査役会の決議によって選定する。</p> <p>第34条～第36条（条文省略）</p>	<p>第12条～第19条（現行どおり） （代表取締役および役付取締役）</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長1名</u>を選定し、<u>取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>（取締役の会の招集権者および議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第26条（現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第28条～第31条（現行どおり） （常勤の監査役）</p> <p>第32条 常勤監査役は監査役の中から監査役会の決議によって選定する。</p> <p>第33条～第35条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規定)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規定による。</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を経て定める。</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規程による</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当『(以下「中間配当金」という)』をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の除斥期間) 第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 期末配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
(新設)	附則
(新設)	第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(新設)	第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。

### 第5号議案 取締役3名選任の件

当社代表取締役社長西澤岳志と取締役岩崎秀樹は、第1号議案が原案のとおり承認可決されることを条件とし、合併効力発生日(平成21年4月1日予定)の前日に辞任する予定です。これに伴い当社取締役として就任すべき者として新たに3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりでございます。なお、以下の候補者全員の選任の効力は、合併の効力発生日(平成21年4月1日)に生じることになります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社及びモバイル・アフィリエイトの株式の数
1	大林 浩 (昭和48年7月4日生)	平成11年4月 和光証券株式会社 (現、新光証券株式会社)入社 平成17年8月 株式会社モバイル・アフィリエイト入社 取締役就任 平成17年10月 同社代表取締役社長就任(現任)	当社:- モバイル・アフィリエイト:360株
2	堀内 知之 (昭和52年10月21日生)	平成14年4月 新光証券株式会社入社 平成17年10月 株式会社モバイル・アフィリエイト入社 平成18年12月 同社取締役兼アフィリエイト事業部長就任(現任)	当社:- モバイル・アフィリエイト:40株
3	富樫 憲太郎 (昭和53年11月14日生)	平成14年4月 株式会社武富士入社 平成16年1月 ポラス株式会社入社 平成19年1月 当社入社 平成19年12月 当社経営管理部長就任(現任) 平成20年7月 当社執行役員就任(現任)	当社:12株 モバイル・アフィリエイト:-

1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 所有する当社及びモバイル・アフィリエイトの株式の数は平成21年2月27日時点のものであり、各候補者の新株予約権の行使状況等によって変動する可能性があります。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

当社常勤監査役中津井始、非常勤監査役中野敦夫は第1号議案が原案のとおり承認可決されることを条件とし、合併効力発生日(平成21年4月1日予定)の前日に辞任する予定です。これに伴い当社監査役として就任すべき者として新たに2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりでございます。なお、以下の候補者全員の選任の効力は、合併の効力発生日(平成21年4月1日)に生じることになります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社及びモバイル・アフィリエイトの株式の数
1	森 俊昭 (昭和13年4月24日生)	昭和37年4月 株式会社東芝入社 平成10年2月 タイムワナーエンターテイメントジャパン株式会社 (現、ワナーエンターテイメントジャパン株式会社) 常勤監査役就任 平成10年6月 株式会社タイタスコミュニケーションズ常勤監査役就任 平成13年6月 株式会社ミスミ常勤監査役就任 平成18年3月 株式会社モバイル・アフィリエイト常勤監査役就任(現任)	当社:- モバイル・アフィリエイト:-
2	廣岡 穰 (昭和46年7月8日生)	平成9年10月 中央監査法人入所 平成13年5月 公認会計士登録 平成13年8月 新日本監査法人入所 平成14年6月 中央青山監査法人入所(みすず監査法人に名称変更の後、19年7月解散) 平成19年8月 新日本監査法人入所(現、新日本有限責任監査法人) 平成21年1月 廣岡公認会計士事務所開業 平成21年1月 株式会社アイ・オー・エス監査役就任(現任)	当社:- モバイル・アフィリエイト:-

1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 森俊昭、廣岡穰は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由

森俊昭につきましては、株式会社東芝において19年間経理業務を経験いたしており、会計の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していること、またモバイル・アフィリエイトにおいて監査役として監査業務を遂行してきたことから、合併後の当社の監査体制をさらに強化することが可能となるためであります。

廣岡穰につきましては、公認会計士であり、会計の分野における専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、合併後の当社の監査体制をさらに強化することが可能となるためであります。

以上

(別紙)

## 事業報告

(自 平成19年1月1日)  
(至 平成19年12月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 主要な事業内容

インターネット広告事業	アフィリエイト広告ネットワークの運営 その他広告代理業務
モバイル・コマース事業	モバイル通販サイトの運営
メディア・ソリューション事業	各種メディアの運営、Webコンサルティング、ソリューション業務等

#### (2) 使用人の状況 (平成19年12月31日現在)

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
28(3.1)	14(2.6)	30.6歳	1.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を  
外数で記載しております。

#### (3) 主要な借入先

借入先	借入額
㈱三菱東京UFJ銀行	21,670千円

#### (4) 事業の経過及びその成果

当事業年度における日本経済は、原油をはじめとする資源の価格高騰、年後半のサブプライムローン問題や米国景気の減速懸念など不安要素をかかえつつも、順調な企業業績に支えられ概ね堅調に推移いたしました。

一方、平成19年のわが国の広告費は、日本経済の景気回復を背景に前年実績を上回り、総広告費は7兆191億円（前年比101.4%）と4年連続して増加しているものの、伸び率は前年をやや下回る結果となりました。（電通「2007年（平成19年）日本の広告費」）

またインターネット広告費については、PC・モバイルともに回線のブロードバンド化の進展に伴う市場の活性化により、2006年に媒体別広告費で雑誌広告を抜き第3位となり、2007年における市場規模も6,003億円（前年比124.4%）と引き続き拡大傾向が続いております。（同上）

このような環境のもと、当社は既存のアフィリエイト広告のみならず、純広告を中心とする広告代理業務等により売上の拡大を図ってまいりました。主な内容は下記の通りであります。

- ①アフィリエイト広告の売上については、上期に消費者金融の広告出稿手控えによる広告減少の影響があったものの、掲載スピードの短期化・クライアントへの条件変更依頼等の営業努力の結果、下期には緩やかではあるが回復基調となっております。
- ②純広告を中心とする広告代理業務は好調に拡大、アフィリエイト広告に次ぐ売上規模となっております。
- ③2006年より開始した新サービス「AAP」（モバイルキャンペーンサイト構築サービス）の受注が伸びており、利益率の向上に寄与しております。
- ④新規事業グループにおける「メディア事業」（自社保有または提携による広告掲載サイトの運営）、「ソリューション事業」（サイト構築、運営の支援・受託およびサイト売買）は、売上規模こそ少ないものの、今後インターネット広告事業に続く第2の柱となるべく注力を図っております。

以上の結果、当事業年度の業績として、売上高は935,154千円(前期比186.9%)と2倍近い増加となり、経常利益は35,170千円(161.1%)、当期純利益は17,333千円(121.9%)といずれも前期を大幅に上回る業績を収めることが出来ました。

また、当事業年度において事業の支援体制・経営管理体制を強化するため、数々の施策を実施しました。その主な内容は下記の通りであります。

- ①業容拡大による人員の増加に伴い、平成19年3月に本社事務所を渋谷区渋谷から千代田区四番町に移転しております。
- ②取締役・監査役をそれぞれ1名増員し、上場会社にふさわしい経営管理体制の構築に努めました。
- ③社内諸規程・業務フローの整備、内部監査の実施等、内部管理体制整備の努力を引き続きおこなっております。
- ④第1次中期経営計画を策定し、中期的成長戦略の確立と社内の意思統一・目標の共有をおこなっております。

#### (5) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ・アフィリエイトシステムの改良費用 8,465千円



(6) 各事業年度の財産および損益の状況

区分	平成17年度 第1期	平成18年度 第2期	平成19年度 第3期
売上高	219,564千円	500,255千円	935,154千円
経常利益	17,021千円	21,827千円	35,170千円
当期純利益	10,682千円	14,220千円	17,333千円
1株当たり 当期純利益	1,151円	1,532円	1,867円
総資産	123,941千円	183,185千円	254,914千円
純資産	68,682千円	82,903千円	100,236千円

\*平成19年6月28日付をもちまして、1株を4株とする株式分割を行っており、第3期の1株当たり当期純利益の計算においては、期首に分割が行われたものとして計算しております。

また、第1期・第2期の1株当たり当期純利益につきましては、比較のため株数が4倍だったものとして表示しております。

(7) 対処すべき課題

平成20年1～12月における我が国の総広告費は、「2007年（平成19年）日本の広告費（電通）」によると、7兆1,354億円（前年比101.7%）と予想されています。これは米国経済の減速に伴う日本経済の拡大基調の鈍化、また、個人消費の回復力の鈍化があるものの、北京オリンピックなどがプラス要因となり、緩やかな景気回復が続く広範囲の業種で広告出稿の増加が続くものとの予測に基づいております。

また、モバイル広告においても、携帯電話の契約数は約1億86万台（2008年1月、社団法人電気通信事業者協会）と着実に増加しており、さらに3G端末の普及・通信料定額制の定着による通信速度の高速化・大容量化により平成19年度の成長（前年比159.2%）に続く、さらなる成長が見込まれます。

このような環境のもと、当社といたしましては今後の成長のために、基幹事業であるインターネット広告事業について、モバイルを中心とするネットワークサービスの更なる強化および拡大が重要課題と認識しており、この課題に対処するため以下の施策を重点的に遂行いたします。

①新サービスのリリースによる収益および販路の拡大・利益率の向上

- ・店舗連動型成果報酬サービス
- ・EC向け新サービス
- ・資料請求一括見積りサイト構築サービス

②コンサルティング営業の強化

### ③システムへの重点投資

また、当社の売上の90%はインターネット広告事業に集中しているためリスクの高い事業構造となっており、第2・第3の柱の育成が当社にとって大きな課題であります。そこで基幹事業の強化拡大と新事業の育成の為、平成20年1月1日に「アフィリエイト事業部」を「インターネット広告事業部」に改称し「アフィリエイトチーム」と「広告代理チーム」を新設、さらに「新規事業グループ」に「モバイル通販チーム」と「メディア&ソリューションチーム」を新設いたしました。

また、平成20年3月1日に社長直轄部署として「社長室」を新設いたしました。

更に、現在のビジネスの規模拡大を進めていくためには、優秀な人材の採用・育成と上場を目指した経営管理体制の強化・内部統制システムの構築も極めて重要な課題として認識しております。

## 2. 役員状況

### (1)取締役・監査役の氏名、地位

平成19年12月31日現在

地位	氏名	担当および主な職業
代表取締役社長	大林浩	
取締役	堀内知之	アフィリエイト事業部GM
取締役	大崎隆	管理グループリーダー・内部監査グループリーダー
取締役	速水浩二	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株) SEモバイル・アンド・オンライン(株)代表取締役社長
常勤監査役	森俊昭	
監査役	山田倬三	

- (注) 1. 取締役 速水浩二氏は、会社法第2条に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 山田倬三氏は、会社法第2条に定める社外監査役であります。  
3. 取締役 大崎 隆氏は、平成19年3月27日開催の第2回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
4. 監査役 山田倬三氏は、平成19年3月27日開催の第2回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
5. 平成20年3月11日現在、取締役 大林浩氏は内部監査グループリーダー・社長室チームリーダーを兼務、取締役 堀内知之氏はインターネット広告事業部GM・新規事業グループリーダーを兼務し、取締役 大崎隆氏は内部監査グループリーダーを解嘱されております。

(2) 当事業年度にかかる取締役又は監査役の報酬等の総額

取締役 4名 13,320千円 (従業員兼務分除く)

監査役 2名 5,394千円

うち、社外役員 2名 900千円

(3) 監査役が財務及び会計に関する相当の知見を有しているものであるときはその事実

監査役 森俊昭氏は、(株)東芝において19年間経理業務を経験いたしました。

3. 株式の状況

(1) 発行可能株式数 50,000株

(2) 発行済株式数 9,280株

(3) 株主数 27名

(4) 発行済株式の総数の十分の一以上の数を有する株主

株主名	持株数	持株比率
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)	2,440株	26.29%
中岡 元志	1,400株	15.09%
加納 伸之	1,400株	15.09%
速水 浩二	1,120株	12.07%

4. 新株予約権に関する事項

(1) 年度末における取締役又は監査役が有する新株予約権の内容の概要および新株予約権を有するものの人数

	回次 (行使価額)	行使期限	個数 (個)	保有者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (15,000円)	平成27年 9月25日	460	2
	第2回 (125,000円)	平成28年12月28日	280	3
	第3回 (125,000円)	平成29年 6月10日	160	3
社外取締役	第1回 (15,000円)	平成27年 9月25日	280	1
	第2回 (125,000円)	平成28年12月28日	100	1
	第3回 (125,000円)	平成29年 6月10日	40	1
監査役	第2回 (125,000円)	平成28年12月28日	40	1

(2) 年度中に使用人に対して交付した新株予約権の内容の概要及び交付したものの人数

	回次（行使価額）	行使期限	個数（個）	保有者数（人）
従業員 （役員除く）	第3回（125,000円）	平成29年 6月10日	112	12

（注）新株予約権の交付個数および保有者数には、退職により権利を喪失したものが含まれており、平成19年12月31日現在では個数104個、保有者数11名となっております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席及び発言の状況

出席率は100%であります。

また、上場企業経営者またはその経験者としての貴重な助言が多くなされ、社内取締役がこれらを検討し経営に役立てる場面も多々あります。

### (2) 責任限定契約締結の状況

監査役 山田倬三氏は、定款第31条第2項の定めに従い、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、職務執行に際し善意かつ重大な過失がないときは、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する契約を、当社との間で締結しております。

---

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【 資 産 の 部 】</b>		<b>【 負 債 の 部 】</b>	
流 動 資 産	210,709	流 動 負 債	143,003
現 金 預 金	82,697	買 掛 金	100,812
受 取 手 形	359	未 払 金	2,730
売 掛 金	118,697	未 払 費 用	13,785
商 品	1,893	未 払 法 人 税 等	8,037
貯 蔵 品	56	未 払 消 費 税 等	4,910
繰 延 税 金 資 産	1,425	預 り 金	1,052
前 払 費 用	3,052	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	9,996
未 収 入 金	1,198	ポ イ ン ト 引 当 金	1,556
そ の 他	1,900	そ の 他	121
貸 倒 引 当 金	△572	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,674</b>
		長 期 借 入 金	11,674
<b>固 定 資 産</b>	<b>44,204</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>154,677</b>
(有 形 固 定 資 産)	7,247	<b>【 純 資 産 の 部 】</b>	
建 物 付 属 設 備	3,078	株 主 資 本	100,236
工 具 器 具 備 品	4,169	(資 本 金)	34,000
(無 形 固 定 資 産)	26,819	(資 本 剰 余 金)	24,000
ソ フ ト ウ ェ ア	26,810	資 本 準 備 金	24,000
電 話 加 入 権	9	(利 益 剰 余 金)	42,236
(投 資 そ の 他 の 資 産)	10,137	そ の 他 利 益 剰 余 金	42,236
敷 金	9,680	繰 越 利 益 剰 余 金	42,236
繰 延 税 金 資 産	88		
そ の 他	590		
貸 倒 引 当 金	△221		
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>100,236</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>254,914</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>254,914</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成19年1月1日)  
(至 平成19年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		935,154
売 上 原 価		717,154
売 上 総 利 益		217,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		182,302
営 業 利 益		35,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
雑 収 入	295	365
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	728	
雑 損 失	112	
保 証 金 償 却	50	891
経 常 利 益		35,170
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,088	
本 社 移 転 費 用	3,720	6,808
税 引 前 当 期 純 利 益		28,362
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,896	
法 人 税 等 調 整 額	△867	11,029
当 期 純 利 益		17,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末合計	34,000	24,000	24,903	82,903	82,903
当期変動額					
当期純利益			17,333	17,333	17,333
当期変動額合計			17,333	17,333	17,333
当期末残高	34,000	24,000	42,236	100,236	100,236

# 個別注記表

記載金額は、千円未満を切り捨てにしております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法

### 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用 定額法

### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金 自社メディア会員の将来ポイント行使による支出に備えるため、当事業年度に付与したポイントに対し、支払実績率等に基づき算出した、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

### (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (4) 計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改定に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、「新定率法」を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,425千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 6,259千円

短期金銭債務 956千円



### 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高  
営業取引高

31,658千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 事業年度の末日における発行済株式の数  
9,280株

### 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
(繰延税金資産)

未払事業税	677千円
商品評価減	125千円
ポイント引当金	622千円
評価性引当金	88千円
繰延税金資産合計	1,513千円

### 6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等及び役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)メディアインデックス	東京都渋谷区	33,000	モバイルメディア事業他	15.09%
	(株)ブレインネッツ	東京都渋谷区	20,000	モバイルメディア事業他	15.09%

関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
役員の兼務等	事業上の関係					
-	広告取引先	営業取引	アフィリエイト広告の出稿・掲載	21,138	売掛金	1,542
				10,224	買掛金	589
-	広告取引先	営業取引	アフィリエイト広告の出稿・掲載	1,428	売掛金	1,428
				2,390	買掛金	367

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権 の所有 (被有) 割合 (%)
その他の関係会社の子会社	SEモバイル・アンド・オンライン(株)	東京都新宿区	30,000	ソフトウェア・ネットワーク事業	-

関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の 兼務等	事業上 の関係				
兼任1名	広告取引先	営業取引	アフィリエイト広告の出稿・掲載	売掛金	6,259
				買掛金	956

(注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件に関しては、市場における他の同種の取引条件を参考に、両当事者が独自の立場で自由に交渉し、合意決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	10,801円05銭
(2)	1株当たり当期純利益	1,867円84銭

# 監査役の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私たちは、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年3月11日

株式会社モバイル・アフィリエイト  
常勤監査役 森 俊昭 ⑩  
監 査 役 山田 倬三 ⑩

以 上

## 株主総会会場ご案内図

所在地：東京都中央区日本橋三丁目4番13号  
東京八重洲ホール 2階201会議室

交通：J R 東京駅八重洲中央口より徒歩約3分  
地下鉄 銀座線日本橋駅・京橋駅より徒歩約5分  
東西線日本橋駅より徒歩約5分

